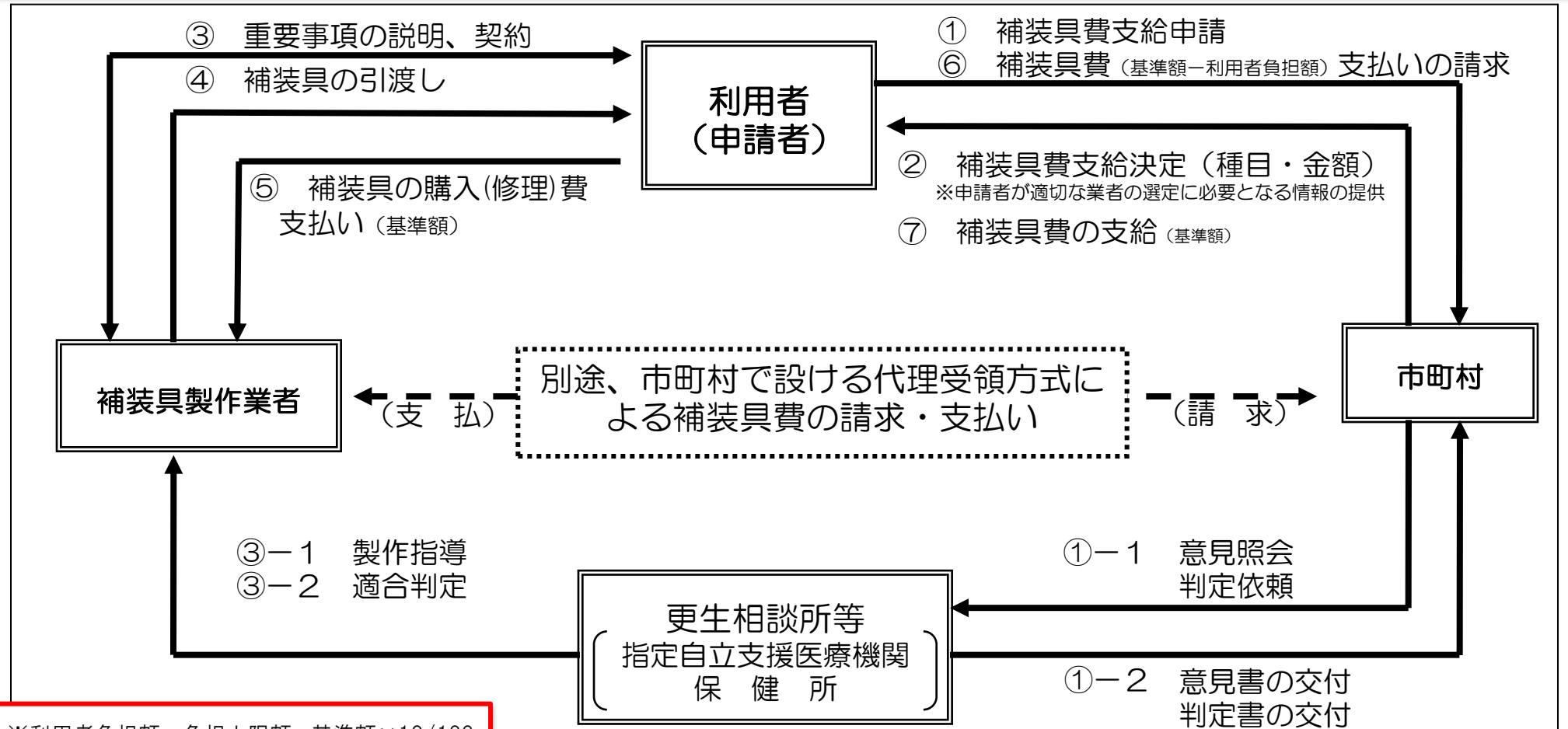


# 補装具費の支給の仕組み①(償還払方式の場合)

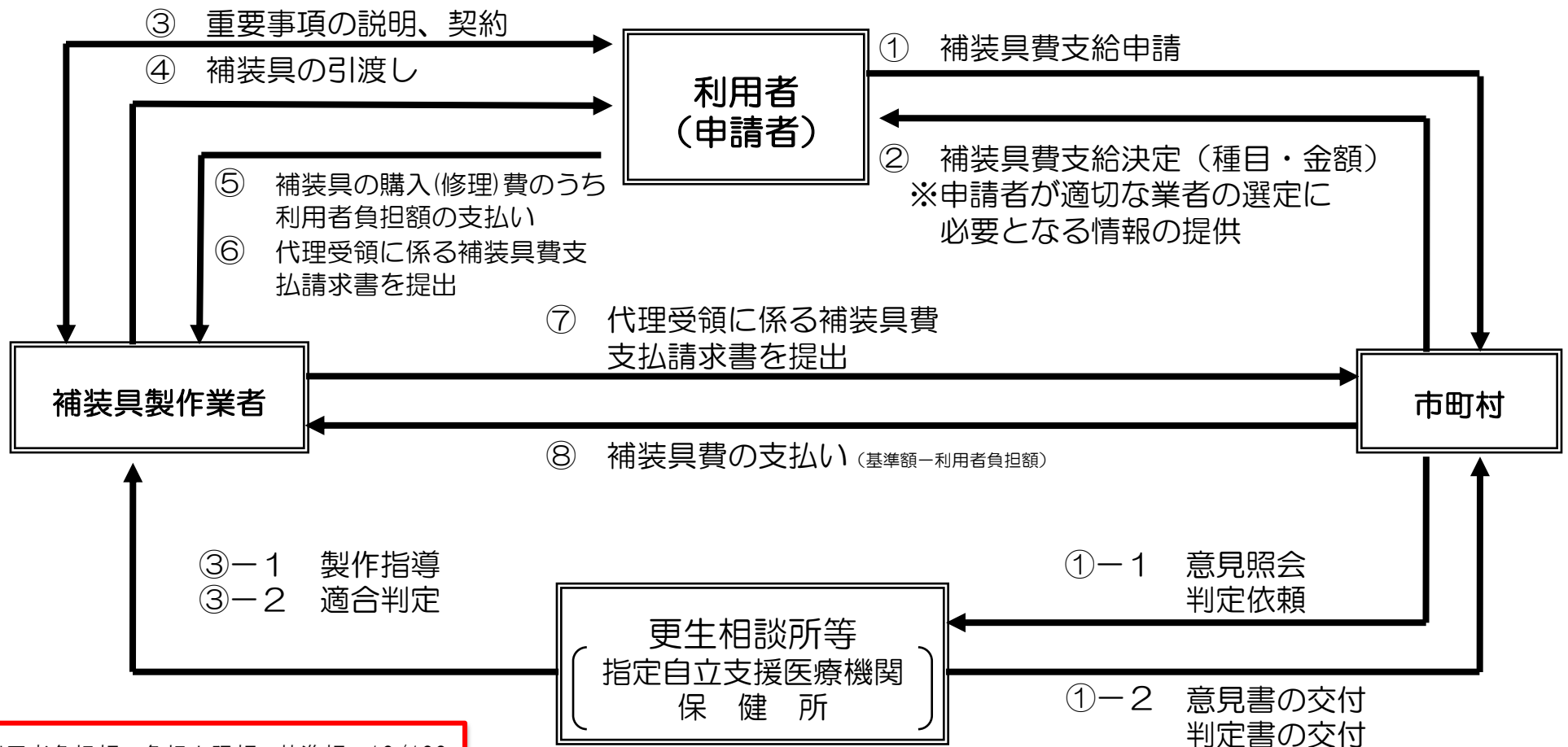
- 補装具の購入（修理）を希望する者は、市町村に補装具費支給の申請を行う。
- 申請を受けた市町村は、更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であると認めるときは、補装具費の支給の決定を行う。
- 補装具費の支給の決定を受けた障害者等は、事業者との契約により、当該事業者から補装具の購入（修理）のサービス提供を受ける。
- 障害者等が事業者から補装具の購入（修理）のサービスを受けた時は、
  - ・事業者に対し、補装具の購入（修理）に要した費用を支払うとともに、
  - ・市町村に対し、補装具の購入（修理）に通常要する費用（補装具費＝基準額－利用者負担額）に相当する額を請求する。
- 市町村は、障害者等から補装具費の請求があった時は、補装具費の支給を行う。



※利用者負担額→負担上限額or基準額×10/100

## 補装具費の支給の仕組み②(代理受領方式の場合)

- 補装具の購入(修理)を希望する者は、市町村に補装具費支給の申請を行う。
- 申請を受けた市町村は、更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であると認めるときは、補装具費の支給の決定を行う。
- 補装具費の支給の決定を受けた障害者等は、事業者との契約により、当該事業者から補装具の購入(修理)のサービス提供を受ける。
- 障害者等が事業者から補装具の購入(修理)のサービスを受けた時は、
  - ・障害者等は、事業者に対し、補装具の購入(修理)に要した費用のうち利用者負担額を支払うとともに、
  - ・事業者は、市町村に対し、補装具の購入(修理)に通常要する費用から利用者負担額を差し引いた額を請求する。
- 市町村は、事業者から補装具費の請求があった時は、補装具費の支給を行う。



※利用者負担額→負担上限額or基準額×10/100